

地方自治体の事務区分と消費者行政

2010.7.28 齋藤 誠

1 自治体の事務としての自治事務と法定受託事務

- ・両者の違い (別紙1)
- ・法定受託事務設定のメルクマール (別紙2)

↓

第一次分権改革以降、法定受託事務の設定はそれなりに抑制的

- ・消費者法分野での法定受託事務の例

消費者安全法 23 条 2 項の報告・立入検査権限

- 2 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第一項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる。

※自治事務・法定受託事務を問わず

「事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない」(自治 232 条, 「新たな義務」の財源措置につき、地財 13 条)

2 自治事務における義務付け枠付けの見直し

(詳細につき、齋藤・都市問題 101 巻 6 号論考を参照)

- ・法令による高い規律密度の存続—自主性・自律性の阻害

↓

地方分権改革推進委員会の作業

- ①義務付け存置のメルクマールの設定【2次勧告】(別紙3・大綱 87 頁以下)
条項への当てはめ 10, 057 条項のうち 4, 076 条項が非該当
 →廃止を筆頭に見直しを要求

※2007年12月19日の調査対象法律が対象

例えば、2009年成立・施行の消費者安全法は判断対象になっていない

※組織の必置規制も原則対象外—地方分権推進計画のルール(別紙4)
 が存続

消費者安全法 10 条（消費生活センターの設置）

- 1 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。
- 一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。
- 二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- 三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

↓

同法施行令

第六条 法第十条第一項第三号の政令で定める基準は、法第八条第一項第二号イ及びロに掲げる事務を一週間につき四日以上行うことができるものであることとする。

②重点 3 事項についての具体勧告【3 次勧告】（別紙 3 大綱 90 頁以下）

- 1 施設・公物設置管理の基準（142）
- 2 協議、同意、許可・認可・承認（166）
- 3 計画等の策定及びその手続き（584）

当てはめ 1224 条項のうち、892 条項の具体見直しを勧告

↓

③法改正へ（大綱 3 頁以下）

- 1) 地方分権改革推進計画（②のうち、63 項目、121 条項）
- 2) 地域主権戦略大綱（②のうち、308 項目、528 条項）
- 3) 2 次勧告分 + 3 次勧告の残りは、次期大綱へ

3 若干のコメント

- ・国の関与の強化が、現場における行政を強める保証はないし、地方の自主性・自律性の尊重の方向性（大綱 1 頁以下）と抵触するおそれも大いにある
- ・自治体間の連携手法の開発も重要
 - ex. 行政内部組織、事務局、行政機関の共同設置
（2010 年地方自治法改正案）

自治事務と法定受託事務

自治事務

- 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの
- 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの、

＜主な例＞ 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス

法律・政令に基づかずに任意で行うもの、

＜主な例＞ 各種助成金等（乳幼児医療費補助等）の交付、公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等）の管理

いずれもある。

- 原則として、国の関与は是正の要求まで

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告(法 § 245の4)
(是正の勧告(法 § 245の6))
- ・ 資料の提出の要求(法 § 245の4)
- ・ 協議
- ・ 是正の要求(法 § 245の5)

※その他個別法に基づく関与

- ・ 同意、許可・認可・承認、指示
一定の場合に限定
- ・ 代執行、その他の関与
できる限り設けない

法定受託事務

- 国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの
- 必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。

＜主な例＞ 国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護

- 是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告(法 § 245の4)
- ・ 資料の提出の要求(法 § 245の4)
- ・ 協議・同意、許可・認可・承認
- ・ 指示(是正の指示(法 § 245の7))
- ・ 代執行(法 § 245の8)

※その他個別法に基づく関与

- ・ その他の関与
できる限り設けない

地方分権推進計画で示された法定受託事務のメルクマール(平成10年5月)

- 1 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務
- 2 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務
 - 国立公園内における軽微な行為許可等に関する事務
 - 国定公園内における特別地域・特別保護地区等の指定等に関する事務
 - 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務
 - 環境保全のために国が設定した環境の基準及び規制の基準を補完する事務
 - 環境基準の類型当てはめ(水質・交通騒音)に関する事務
 - 総量規制基準の設定に関する事務
 - 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、交通騒音の状況の監視に関する事務
 - 信用秩序に重大な影響を及ぼす金融機関等の監督等に関する事務
 - 医薬品等の製造の規制に関する事務
 - 麻薬等の取締りに関する事務
- 3 全国単一の制度又は全国一律の基準により行う給付金の支給等に関する事務で以下に掲げるもの
 - 生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保するため、全国一律に公平・平等に行う給付金の支給等に関する事務
 - 全国単一の制度として、国が拠出を求め運営する保険及び給付金の支給等に関する事務
 - 国が行う国家補償給付等に関する事務
- 4 広域にわたり国民に健康被害が生じること等を防止するために行う伝染病のまん延防止や医薬品等の流通の取締りに関する事務
 - 法定の伝染病のまん延防止に関する事務
 - 公衆衛生上、重大な影響を及ぼすおそれのある医薬品等の全国的な流通の取締りに関する事務
 - 医薬品等の取締りに関する事務
 - 食品等の取締りに関する事務
 - 農薬等の取締りに関する事務
- 5 精神障害者等に対する本人の同意によらない入院措置に関する事務
- 6 国が行う災害救助に関する事務
- 7 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの
- 8 国際協定等との関連に加え、制度全体にわたる見直しが近く予定されている事務